

# 老人保健施設ひかり苑 短期入所療養介護事業運営規程

## 第1条(規程の目的)

この規程は、医療法人睦会が開設する老人保健施設「ひかり苑」(以下、「当事業所」という。)が実施する指定短期入所療養介護事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営等に関する事項を定める。

## 第2条(施設の目的)

当事業所は、要介護状態にある一時的利用者(以下、「利用者」という。)に対し、適切な短期入所療養介護サービスを提供することを目的とする。

## 第3条(運営の方針)

- 1 当事業所の従業員は、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う。
- 2 従業員は、利用者の意志、人格を尊重し、常に利用者の立場に立った短期入所療養介護サービスの提供に努める。
- 3 従業員は、明るく家庭的な雰囲気の下に、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## 第4条(名称及び所在地)

当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称:老人保健施設ひかり苑 所在地:岡山県赤磐市長尾161

## 第5条(入所定員)

当事業所の定員は、次のとおりとする。

介護予防短期入所療養介護と合わせておおむね 10名 (空床利用)

## 第6条(従業員の職種、員数及び職務内容)

当事業所の従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1・医師 (常勤)1名 (非常勤)3名

利用者の病状に応じ、妥当適切な診療を行う。

- 2・看護職員・介護職員

看護職員 (常勤) 6名以上

介護職員 (常勤) 16名以上、

利用者の病状及び心身の状況に応じた看護及び介護サービスを提供する。

- 3・理学療法士、作業療法士 (常勤)1名以上

利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を図る。

- 4・栄養士 (常勤) 1名以上  
利用者の栄養、身体状況、病状、嗜好を考慮した食事を提供する。
- 5・介護支援専門員 (常勤) 1名以上  
利用者に対して適切な施設サービス計画を作成し、自立に向けて支援する。
- 6・支援相談員 (常勤) 1名以上  
利用者等への各種支援・相談、関係各市町村との連携等の業務を行う。
- 7・その他 調理員、事務員等

#### 第7条(サービスの内容)

- 1 当事業所は、利用者の心身の状況及び病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における機能訓練その他必要な医療等について短期入所療養介護サービスを提供する。
- 2 サービスの提供に当たっては、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う。
- 3 短期入所の実施地域は、赤磐市、和気町、岡山市の岡山市東区役所瀬戸支所管轄地域(旧赤磐郡瀬戸町)、岡山市東区役所上道地域センター管轄地域(城東台、角山、御休、平島、浮田小学校区)と岡山市北区牟佐とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の状況により事業所での送迎が必要と認められる場合は、前号の区域について利用者宅と当事業所間の送迎を行う。
- 5 サービスの開始に先立ち、利用者等に対してサービスの提供に関する重要事項を記した文書を交付のうえ説明し、利用者等の同意を得るものとする。

#### 第8条(利用料その他の費用の額)

- 1 当事業所の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者から法定代理受領サービスに該当する場合は、介護保険負担割合証に準ずる額及び食事、滞在費、日用品費の支払いを受けるものとする。また、法定代理受領サービスに該当しない場合は、告示額の全額とする。その他の利用料については別紙のとおりとする。
- 2 送迎にかかる費用は、実施地域内のものについては定額の送迎費が利用料に加算され、実施地域を越える場合は、越える部分の送迎にかかった距離1km増ごとに別途超過料金を加算するものとし、別紙のとおりとする。
- 3 洗濯は原則として家族が行うものとするが、事情により洗濯を当事業所の設備を利用して行う場合は、別途洗濯料金を利用料として支払いを受けるものとし、その利用料は別紙のとおりとする。
- 4 当事業所は、提供できるその他のサービスの内容及び費用の支払いについて、利用

者または家族に重要事項を記した文書を交付のうえ説明し、サービスを希望する利用者から予め同意を得るものとする。

#### 第9条(施設の留意事項)

- 1 当事業所は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、定員を超えた入所等をさせない。
- 2 当事業所は、利用者に使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、また医薬品などの管理を適正に行う。
- 3 当事業所は、感染症の発生や蔓延を防止するとともに、発生した場合には、必要な措置を講ずる。
- 4 利用者等に対し、療養上必要な事項は、理解しやすいように説明指導を行い、重要事項は施設内に掲示する。
- 5 診療に当たっては、療養上妥当適切に行うとともに、看護、医学的管理の下における介護については、適切な技術により行い、1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。
- 6 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 7 当事業所及び従業員は、利用者の個人情報についてその秘密を保持しなければならない。

#### 第10条(非常災害対策)

当事業所は、消防法に規定する消防計画に基づき、防火管理者を設け、平素から非常対策の徹底を図る。

- 1 火気責任者の設置と日常の防火チェックの実施
- 2 年2回以上、夜間想定を含む非常災害訓練の実施
- 3 非常災害発生時の連絡網の整備
- 4 非常災害用設備の保守管理

#### 第11条(苦情処理)

当事業所は、利用者、家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設ける。

#### 第12条(その他運営に関する留意事項)

- 1 当事業所は、採用時の研修を行うとともに、年2回以上、研修を実施する。
- 2 従業員は業務上知り得た情報について、在職中、在職後を問わず秘密を保持する。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。